

公立大学法人岡山県立大学 平成 30 年度 年度計画

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア 「共通教育科目」を通じて、思考力や判断力を養い、豊かな教養と高い人間性を身に付けさせる教育を行う。
- イ 学部教育における専門授業科目間の連携に重点を置き、専門性の修得と専門を起点とする知識の拡がりにつながる教育を行う。
- ウ 卒業研究を重点として、課題解決力を養い創造力と統合力を修得させる。
- エ 実験、演習及び実習の科目を中心としたアクティブ・ラーニングの取組や、地域を志向する教育プログラムとして平成 28 年度に開講した副専攻「岡山創生学」科目群による地域連携教育を通じて、コミュニケーション能力、課題解決能力及び継続学習能力を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

(7) 保健福祉学部

① 看護学科

- ・ 看護実践能力を育成するため、看護学教育モデル・コア・カリキュラムを参考に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを反映した平成 31 年度実施予定の改正カリキュラムを作成する。
- ・ 「看護アセスメント学」において、情報収集・観察だけでなく、SBAR を用いて必要な情報を分析・取捨選択して報告する視点を取り入れアセスメント力を強化する。
- ・ 「ヒューマンケアリング論」においては、引き続きヒューマンケアリング能力に関連する調査を実施するが、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえモデル・コア・カリキュラムに沿ってカリキュラム全体を見直す中で整理統合する。

○ 国家試験の合格率 (%)

試験名	目 標
看護師国家試験	100%
助産師国家試験	100%

② 栄養学科

- ・ 学生の実践力育成と職業意識の向上のため、臨地実習先等と教育・研究面での情報交換会を開催する。
- ・ 平成 29 年度に引き続き、グローバル教育を推進するため、学科が主催する国際セミナーへの学生の参加を奨励し、国際的な視野を涵養する。

- ・ 管理栄養士国家試験対策として、全ての4年次生を対象に業者模試・学内模試を実施し、その成績掲示を行うとともに、成績不振の学生について、個人指導やグループ学習を通じて支援する。

○ 国家試験の合格率

試験名	目標
管理栄養士国家試験	97%

③ 保健福祉学科

- ・ 平成29年度に引き続き、グローバル教育を推進するため、学科が主催する国際セミナーへの学生の参加を奨励し、国際的な視野を涵養する。

(社会福祉学専攻)

- ・ 現代社会の多様なニーズに対応できる専門性の高い福祉職を養成することを目的に、平成31年度から精神保健福祉士コースを設置するために、履修規定の変更を行うとともに、厚生労働省に認可申請を行う。
- ・ 社会福祉士国家試験対策として、業者模擬試験を3回実施するとともに、学生主導の国家試験学習チームを支援する。
- ・ 介護福祉士の学内模擬試験を3回実施するとともに、学生のグループ学習を支援する。

○ 国家試験の合格率

試験名	目標
社会福祉士国家試験	80%
介護福祉士国家試験	95%

(子ども学専攻)

- ・ 学科への格上げの準備を進め、新学科の教育課程の作成に着手する。
- ・ 保育者としての実践力向上を図るために、専門科目の授業の一部を活用して、地域の幼稚園・保育所等と交流の機会をもち、乳幼児の実態や保育の在り方を学ぶ。

(イ) 情報工学部

- ・ 講義科目「人工知能」の内容をさらに深化・充実させるため「人工知能Ⅰ」、「人工知能Ⅱ」の2科目として実施する。

(ウ) デザイン学部

- ・ 地域の課題解決が出来る企画提案型人材育成のため、第2期中期計画の総括を学部内の企画運営委員会を中心に具体的な確認作業を行う。
- ・ 平成33年度入試改革に向け入試方法やカリキュラム編成の抜本的な改革を行うため、平成30年度教育力向上支援事業にて他大学の教育状況の調査を行い、中長期的な視点で計画を立案する。
- ・ 演習・実習科目へのTAの配置、複数教員担当制を拡大し、柔軟で多様な教育体系

の充実を図る。

イ 大学院教育

(7) 保健福祉学研究科

[博士前期課程]

① 看護学専攻

- ・ 研究能力の向上を図るため、国内外で開催される学会等に院生を参加させ、学外の研究者等との交流を促進する。
- ・ 各講座のゼミナールを次のとおり実施するとともに、看護学専攻全体での中間発表会を4回以上行う。

[予定するゼミナール]

基礎看護学講座 6回

発達看護学講座 6回

広域看護学講座 12回

- ・ 国際的視野の涵養を目的に、「国際保健看護論演習」ではネパールでの演習を実施する。
- ・ 公衆衛生看護学実習は2班体制で実施せざるを得ないので、第3クォーターまでに、主要科目が履修できるよう効果的な時間割編成とし、備中保健所等の協力を得て、演習の充実強化を図る。

また、総社市東部北地域包括支援センターとの共催による認知症カフェ(年6回)は、学生主体で企画・実施・評価できるよう、プログラム等について検討する。さらに、学士教育の地域保健福祉演習との組み合わせにより、屋根瓦方式の演習を試行する。

○ 国家試験の合格率 (%)

試験名	目標
保健師国家試験	100%

② 栄養学専攻

- ・ 日中韓トライアングル協定での合同カンファレンス(平成30年度は岡山県立大学で開催予定)に院生を参加させ、英語による研究成果発表を行う。
- ・ 最新の研究動向を知り、今後の研究に活かすため、国内外で開催される学会等に院生を参加させ、学外の研究者等との交流を促進する。

③ 保健福祉学専攻

- ・ 専攻が主催する国際セミナーに院生を参加させ、国際的な視野を涵養する。
- ・ 問題解決能力等を有する高度な専門職の育成のため、国内外で開催される学会等に院生を参加させ、学外の研究者等との交流を促進する。

[博士後期課程]

① 看護学大講座

- ・ 院生が国外の研究者との交流を深め、研究能力を高めるために国際学会で発表するように推奨する。

② 栄養学大講座

- ・ 院生に、国内外で開催される国際会議への参加と研究成果の口頭発表を奨励するとともに、国際誌への投稿を推奨する。

③ 保健福祉学大講座

- ・ 専攻が主催する国際セミナーに院生を参加させ、国際的な視野を涵養する。
- ・ 査読付き論文の執筆及び他大学との研究交流を充実する。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

- ・ 研究発表を引き続き奨励し、平成 29 年度と同等以上の学外発表件数を目指す。
- ・ 科目「熱エネルギー工学」を新設する。

【博士後期課程】

- ・ 研究発表を引き続き奨励し、平成 29 年度と同等以上の学外発表件数を目指す。
- ・ 科目「熱エネルギー工学特論」を新設する。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

- ・ 受験者数の減少や定員割れへの対応に加え、今後の社会情勢等を加味しながら研究科について、定員の見直しや再編を検討する。
- ・ オープンキャンパス等を利用した進学説明会だけでなく、大学院パンフレットの作成、県外での進学説明会など新たな取り組みを行う。
- ・ 修士研究予備審査の制度の検証を行い、平成 31 年度以降の学位規程の見直しなど、本施行に向けての準備を行う。
- ・ 国際交流協定締結大学の院生との交流の促進や研究の質向上を図るため、院生のスタディツアーを企画・実施する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

- ・ 高大接続改革について、岡山県高等学校長協会等と連携して、平成 32 年度実施予定の「大学入学共通テスト」等への対応策について検討するとともに、入学者選抜方針や試験内容等について、平成 30 年度当初に公表する。
- ・ オープンキャンパスや進学ガイダンス等による入試広報では、アドミッション・ポリシーについて、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに関連付けて、高校生等に分かりやすく説明する。
- ・ 平成 33 年度入試改革プログラムの基礎となる平成 33 年度版のアドミッション・ポリシーを策定・公表し、その周知に努める。
- ・ 教学アセスメント・ポリシーに基づいて、入学者の受入及び在学生の学修成果を

点検するための評価体制の整備や IR 分析活動の充実を図る。

- ・ 今後の人材育成の方針を明らかにするため、ディプロマ・ポリシーを策定し、アドミッション・ポリシーに基づく入学者受入の基本方針、入試方法及び内容等の公表に併せて、周知する。
- ・ 平成 33 年度入試改革プログラムに備え、アドミッション・オフィス機能を整備するとともに、アドミッション・ポリシーに記載された入試区分ごとの評価基準に基づく「学力の 3 要素」を適切に測るための、具体的な入試実施方法及び内容について、調査研究及び研修を行う。

イ 教育課程

(ア)

- ・ 平成 30 年度から導入する教養教育新カリキュラムについて、学修成果の評価法を検討する。また、複合 PBL 科目では、積極的なアクティブ・ラーニングの導入を図る。
- ・ クォーター制について、セメスター制と比較した評価を行うとともに、クォーター科目の充実に向け取組み、31 年度時間割に反映する。
- ・ 副専攻「岡山創生学」の開講科目について、学修成果の向上を目指して改善するとともに、COC+事業終了後のカリキュラムへの反映について検討する。
- ・ 「地域インターンシップ」「エンジニアリング演習」を新規開講し、副専攻「岡山創生学」の履修体系を完成する。

(イ) 国際的に活躍できるグローバルな人材を育成するため、次の取組を行う。

- ・ 平成 29 年度から開始した保健福祉学スタディツアー（平成 30 年度から海外研修（保健福祉学）に名称変更）と語学文化研修（英語・韓国語）について、国際交流センターと連携して効果的な事前学習方法を検討するなど、内容のさらなる充実を図る。
- ・ 海外研修について、情報分野やデザイン分野での実施方策について検討する。
- ・ 学生の異文化交流・異文化理解を促進するため、提携大学からの研修生を語学の授業にも参加させるなどの試みを実施する。
- ・ 引き続き、国際交流センターで実施する各外国語村（英語、韓国語）及びスカイプ英語の学修成果を点検し、語学教育との連携を充実する。

(ウ) 学士課程に求められる社会の様々な要請に適切に対応するため、次の取組を行う。

- ・ 高等学校教育との効果的な接続が図られるよう、岡山県校長協会等と連携し、高校へ出向く「出前講座」や本学で実施する「高校生のための大学授業開放」の効果的な実施を図る。

(エ) 大学院の課程では、専攻分野の教育を深めるとともに、幅広い領域に対する問題の提起と解決能力を育成するために次の取組を行う。

- ・ 引き続き、全研究科に共通の授業科目「プロジェクト・マネジメント実践論」を

開講し、国際的な視点を身に付け、マネジメント力（課題にチームで取り組む）を養うとともに、研究科共通科目の拡充に向けた検討を行う。

- ・ 院生の学外での学会発表等を促すため、旅行経費に係る助成制度について引き続き周知を図る。

ウ 教育方法

(ア) 大学教育に円滑に移行できるように、次の取組を継続する。

- ・ 推薦入学者に対する入学前教育を各学部学科の特性に応じて実施する。

(イ) 学士課程教育で、基礎知識や応用能力の修得と豊かな人間性を涵養するために次の取組を行う。

- ・ 専門教育を修得する上で重要な共通教育授業科目の履修を指導する。
- ・ 新入生対象の「フレッシュマンセミナー」において、各学部・学科に求められる資質や基礎知識が身につく教育を実施する。
- ・ 副専攻「岡山創生学」の授業科目について、「おかやまボランティア演習」と「地域協働演習」の充実を図るとともに、専門科目として各学部における演習科目を開講し、専門分野における課題発見力と解決力の養成にも取り組む。

(ウ) 専攻分野における研究能力を向上させ、広い視野で主体的に問題発見・問題解決ができる能力を修得させるとともに、社会のニーズを的確に把握した研究を推進するため、次の取組を行う。

- ・ 領域ゼミや専攻中間発表会等を活発に行う。
- ・ 専門領域のみでなく、他領域の授業科目の積極的受講を奨励する。

(エ)

- ・ 今後の人材育成の方針を明らかにするため、ディプロマ・ポリシーを策定し、アドミッション・ポリシーに基づく入学者受入の基本方針、入試方法及び内容等の公表に併せて、周知する。（再掲：Ⅱ-1-(2)-(ア)）
- ・ 今後の人材育成の方針を明らかにするため、カリキュラム・ポリシーを策定し、科目ナンバリング等を活用した系統的なカリキュラムの改訂を計画する。
- ・ 平成 29 年度より適用を開始したシラバスの活用を促すため、大学教育開発センターにて授業評価アンケート、成績評価状況等の結果に基づく IR 分析活動を継続し、シラバスを用いた授業方法の改善を図る。
- ・ 学生の進路選択を念頭においた履修計画の一助とするために、30 年度履修案内に各学科の履修モデルを掲載し、履修ガイダンス活動に活かす。
- ・ デザイン学部では、卒業研究にルーブリック評価による試行を学部全体に拡大し、成績評価の公平性と透明性を向上させる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員の配置等

- ・ 中期計画中の削減方針（9 名削減）に基づく削減を着実に進める一方、教育の質

の低下を招かないよう、全学的視点で教員の配置を行う。

イ 教育環境の整備

(ア) 語学教育推進室では、次の取組を行う。

- ・ 英語の必修 ELP 科目におけるネイティブ教員の配置を増やすことにより、学生の英語学習に対するモチベーションを高めるとともに、異文化に関心を持たせる。
- ・ TOEIC L&R IP テストの目標を下表のように設定し、それを達成するために、2 年次生の第 2 クォーター以降の継続的学習を促すため、e-learning 学習を徹底させるなど英語学習の時間を増やす。

○平成 29 年度生 TOEIC L&R IP テストの目標 (2 年生秋)

項目	目標
500 点以上取得者数	100 人
必修受験者の平均スコア	390 点

※ 平成 28 年度入学生から、1・2 年次に受験を義務化

- ・ 平成 33 年度からの英語 4 技能試験を経験した学生の受入に備えるため、語学教育推進室を中心に、英語 4 技能のスキルアップのための授業プログラムについて調査研究し、改善策を検討する。

(イ) 情報教育推進室では、次の取組を行う。

- ・ 情報活用能力の向上を図るため、「情報・統計」の授業科目を点検するとともに、統計科目の必修化、専任教員の配置などを検討する。

情報基盤活用推進センターでは、次の取組を行う。

- ・ 全学情報システム（学務系）の初年度運用に基づく改善・改修を実施し、円滑・効率的な運用を図る。
- ・ 継続的な情報セキュリティに関する研修として、標的型攻撃メール訓練を実施するとともに、研修会を開催する。
- ・ 情報セキュリティ強化のため、運用中のシステムに対する検証および対策を検討する。
- ・ 継続的なネットワーク監視を実施し、各種インシデントの未然防止に努める。
- ・ 中長期的な視点に立って、学内の各種情報基盤の連携・活用を検討する。

(ウ) 健康・スポーツ教育推進室(旧健康・スポーツ推進センター)では、次の取組を行う。

- ・ 授業で使用していない時間帯のスポーツ施設を学内開放し、学生及び教職員の健康維持増進を支援する。
- ・ 学友会、事務局と連携し、スポーツ施設を有効に活用する方策について検討するとともに、必要に応じスポーツ用具の補充を行う。
- ・ 地域住民を対象としたスポーツ大会などの開催、多様なスポーツ施設の学外開放を通じた幅広い年齢層に対する地域貢献に寄与する。

(エ) 附属図書館では、図書館の利用形態等の変化に対応して、以下の取組を行う。

- ・ 図書館に対するニーズ把握のため、平成 29 年度実施した学生アンケートの追跡調査を行う。
- ・ 学生が書店に出向いて選書できる「選書ツアー」、学内で書店が準備した本の中から学習等に必要の本を選ぶ「ブックフェア」のほか「学生希望図書」の制度について、図書館ホームページや図書館報 (OpuL) に掲載するなど積極的に PR を行い、学生のニーズに応じていく。
- ・ 授業の一環として図書館ガイダンスを行うなど、学生の図書館利用向上に取り組む。
- ・ データベース・電子ジャーナルの利用促進を目的に、利用者等を対象に講習会を開催する。
- ・ 各学科教員と連携して、図書の除籍・選定等を行い、蔵書の充実を図る。

ウ 教育の質の改善

(ア) 大学教育開発センターにおいて、次の取組を行う。

- ・ 各種教学データの収集・分析等を強化するため、教学 IR 部門にて分析項目をリストアップし、教育の質向上に向けた分析活動の本格運用を図る。
- ・ 引き続き FD 活動の企画・実施等を行い、今後に向けて、29 年度までに収集、検討した改善課題を解決するための取組を行う。

(イ)

- ・ 評価委員会において、評価実施体制、評価内容及び時期等の見直しを行い、教員の教育・研究・社会貢献や法人組織の管理・運営に関する活動の一層の活性化を図る。
- ・ 教員の個人評価結果の活用について、総務委員会と連携して課題等の整理を行う。
- ・ 全学情報システムを利用した Web アンケートの活用による教育の PDCA 活動を促すため、各種の学生アンケートを実施するとともに、アンケート間の関連づけが行えるよう、項目等を見直す。

(ウ)

- ・ 「教育年報 2017」を学内外に周知するとともに、教育の点検・評価に活用する。
- ・ 教育年報のベースとなるデータ集「ファクトブック」の内容の充実を図る。

(エ) 教育力向上支援事業を引き続き実施することにより、本学の第 2 期中期計画における運営方針である「共通教育への教養教育の積極的導入」「国際交流の促進とグローバル教育の推進」及び「戦略的な地域貢献」の取組を推進する。

採択件数 7 件 (14 件)

配分額 3,655 千円 (8,460 千円) () 内は 29 年度実績

(※ 29 年度に計画終了した事業が 9 件に上るとともに、審査基準を厳格化したため、少数の採択となっている。)

また、前年度完了事業についての「教育力向上支援事業成果発表会」をOPUフォーラムの際に開催して、成果を全学共有・学外公開することにより、本学の教育の質的向上につなげる。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 各学生へ学習面、生活面での支援を強化するため、学生毎にアドバイザー教員を決め進路や学業などの相談を受けるアドバイザー制度の運用を全学的に再編し、実施する。
- ・ 学生支援室(Student Activity Station(SAS))での学生の自主学習やグループワークでの活用を奨励し、学生の主体的活動を支援する。
- ・ スマートフォン及びパソコン等の端末を通じて学生に情報提供を行うとともに、全学情報システム(学務系)の学生ポータルサイトや本学ホームページを活用し、学生支援を図る。
- ・ 年度初めのオリエンテーションにおいて、学生支援のためのアドバイザー制度、学生相談室、学生支援室、学習支援のためのオフィスアワーなどの制度を周知する。また、相談内容に応じた支援を行う。
- ・ メンタル面における支援が必要な学生には、学生相談室(ほっとルーム)を中心に適切な対応を行う。
- ・ 障がいを持つ学生に合理的配慮を提供することを目的に、全学的な対応に努めるとともに、学内で障害を持つ学生をサポートする学生生活活動団体の活動を支援する。
- ・ 学生の満足度向上のため、大学教育開発センターにて総合的な学生アンケートを企画実施し、学生支援のあり方について総合的に調査研究する。
- ・ 学生支援のさらなる充実に向け、かつ認証評価に対応するために、学生生活支援、主体的活動支援及びキャリア形成支援を総合的に企画・実施する学生生活・キャリア支援センター(仮称)設置のため、準備室を開設する。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 授業料減免及び各種奨学金制度について、説明会の開催やホームページへの掲載等により周知する。
- ・ 経済的支援を必要とする学生への支援については、国や他大学の動向を見ながら検討する。

(3) 就職支援に関する目標を達成するためとるべき措置

- ア 学生に幅広い職業観が身につくように、次の取組を行う。
- ・ 平成30年度新入生からキャリアカルテの活用を導入するにあたり、周知や運用の仕方について、適宜、確認、改良するとともに、他学年での活用時期等についても検討を続ける。
 - ・ 県大吉備塾等のOB・OGによるセミナーやホームカミング等の交流会を開催し、

卒業生からの助言により、在学生のキャリア形成を支援する。

- ・ 「大学で学ぶ」及び「フレッシュマンセミナー」等の授業機会を活用して、初年度から社会人基礎力等の涵養に向け、学生のキャリア形成を支援する。
 - ・ 学生支援のさらなる充実に向け、かつ認証評価に対応するために、学生生活支援、主体的活動支援及びキャリア形成支援を総合的に企画・実施する学生生活・キャリア支援センター(仮称)設置のため、準備室を開設する。(再掲:Ⅱ-2-(1)項目 No. 33)
- イ 学生のキャリア形成を支援するため、次の取組を行う。
- ・ 県内企業や自治体等が実施するインターンシップの意義や重要性、募集に係る情報の取得方法等について、年度初めにオリエンテーションを開催し、学生に周知する。
 - ・ 学生の積極的なボランティア活動を促すための推進・管理体制を整備するとともに、ボランティア活動に関する情報提供や活動支援を行う。
 - ・ 県内企業等での長期インターンシップを実施するとともに、引き続き受入先の開拓・充実を図り、かつ副専攻「岡山創生学」における連携自治体での「地域インターンシップ」を実施する。
 - ・ 学生支援室(Student Activity Station(SAS)での学生の自主学習やグループワークでの活用を奨励し、学生の主体的活動を支援するとともに、一定の条件を満たしたボランティア活動については、経済的支援を行うことも検討する。
- ウ 就職相談、各種ガイダンスや模擬試験については、次の取組を行う。
- ・ 就職活動の時期にあわせて、就職ガイダンス、模擬試験、自己分析検査などを実施するとともに、平成29年度に行ったアンケート調査の結果に基づき、学生のニーズに合った内容を企画・実施する。
 - ・ 就職活動の選考開始時期に合わせ、企業等の動向を把握し、学生が十分な就職活動が行えるよう支援する。
 - ・ 求人等の就職関連情報について、学生が効率的に収集・活用できるようインターネットを通じた情報提供の充実を図る。

○30年度卒業生の就職率の目標

学部名	目標
保健福祉学部	100%
情報工学部	97%
デザイン学部	95%

[看護学科]

- ・ 就職セミナー、就職進学ガイダンス、ホームカミングデー、県大吉備塾を通して、就職・進学に関する集団指導を実施する。
- ・ 就職・進学に関する個別指導では、具体的な小論文・面接指導と精神面での支援

を行う。

[栄養学科]

- ・ 卒業生による講演会・相談会、就職支援センター職員との懇談会、また、4年生の就職内定者と在学生との相談会の実施など、集団指導を継続する。また、個人進路指導においては、学生の就職活動、精神面での支援を行う。

[保健福祉学科]

- ・ 「県大吉備塾」との連携を図るとともに、就職ガイダンスへの参加を3年生だけでなく、2年生にも奨励する。
- ・ 保健福祉学科社会福祉学専攻では、本年度も合同説明会（5月）、就職体験報告会（12月）を実施する。また、日常的にも学生への情報提供や就職相談について、面接等を通して積極的に実施する。
- ・ 幼稚園、保育所等の子ども学専攻に特化した就職懇談会等を継続して行う。
- ・ 幼稚園、保育所等の受験報告書を整備して活用を周知させる。また、見通しをもって就職活動ができるように、キャリアカウンセラーによる講演を企画する。

[情報工学部]

- ・ 企業・業界説明会、ホームカミングの開催により、企業、卒業生、在学生の交流機会を拡大する。
- ・ 就活時期の変更に伴う指導体制の変更を検討する。

[デザイン学部]

- ・ 企業を招いての説明会・インターンシップ参加の機会拡大を図るとともに、インターンシップ報告会への1・2年次生の参加を促す。

(4) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 留学生に対し、奨学金制度等の情報提供を行うとともに、日本での生活に不慣れな留学生に対し、チューターの活用などによる学習や生活面での支援を行う。
- ・ アパート等の住居の確保が困難な留学生に対し、留学生住宅総合補償制度を活用し、大学が連帯保証人になるなどの支援を行う。
- ・ 留学生の現状把握や支援を目的に、引き続き、留学生連絡会議を開催する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 研究者としての教員の水準向上

学術研究推進センターでは、次の取組を行う。

- ・ 大学院新入生オリエンテーションにおいて全研究科・専攻を対象に研究倫理教育を行う。また、教職員を対象にしたコンプライアンス及び研究倫理教育の研修会を開催する。
- ・ 平成28年度に行った研究環境改善調査の意見・要望について、担当部署の協力を得ながら改善に努める。

研究者としての教員の水準向上を目的に、学部・学科ごとに、次のとおり研究成果の目標を設定する。

[看護学科]

- ・ 学術論文（査読有り）の発表数は40以上、学会発表数は70以上を目指す。

[栄養学科]

- ・ 学術論文（査読有り）の発表数は30以上、学会発表数は50以上を目指す。

[保健福祉学科]

- ・ 学術論文等（紀要を除く）の発表数は26以上、学会発表数は26以上を目指す。

[情報工学部]

- ・ 学術論文と国際会議論文の発表数は、平成29年度実績以上を目指す。

[デザイン学部]

- ・ 学術論文、学会論文、作品制作は、平成29年度実績以上を目指す。

イ 研究者情報の発信

平成29年度に構築した「大学教員活動実績データ管理システム」で作成・データ化された情報を利用し、教育研究者総覧をリニューアルする。

ウ 大学として重点的に取り組む課題

- ・ 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」を通じた協働機関等との連携を推進するとともに、参加教員を増やし、地域連携事業及び企業人材育成事業による地域連携活動を拡充する。
- ・ 教育改革では、平成30年度に副専攻「岡山創生学」における長期インターンシップ科目及び専門科目を開講し副専攻「岡山創生学」の履修体系を完成するとともに、31年度補助事業最終年度以降の地域連携教育カリキュラムの充実に向けて体制づくり等の準備を進める。
- ・ 域学連携では、事業協働機関のうち特に参加大学の教育プログラム参加を促し、地域創生コモンズを活用した取組を進める。
- ・ 産学連携では、共同研究等による新技術・新商品の開発等の推進により産業振興を図るとともに、経営者セミナーや技術講習会実施による人材育成事業を行う。加えて、雇用マッチングシステム及び長期インターンシップの活用・実施及びさらなる受入先企業の開拓を継続し、岡山県立大学協力会のネットワークを確立・拡充する。

エ 倫理審査

倫理審査規程に基づき、倫理委員会を適宜開催し、医学研究等における倫理的原則を遵守した適正な審査を行うとともに教員と大学院生を対象に倫理講習会を開催する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学術研究推進センターにおいて、科学研究費助成事業等の競争的資金獲得に関する

る情報提供や支援を行う。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア

- ・ 引き続き、産学官及び地域との連携を緊密にし、「地（知）の拠点」としての大学の機能強化を図る。
- ・ COC+事業で設定した教育改革、域学連携及び産学連携の3つの柱のもとに、各種事業を効果的に実施する。
- ・ 引き続き、本学の重点領域研究について、「重点領域研究助成費」を効果的に運用し、研究推進を支援する。
- ・ 新規重点枠予算に学部横断型プロジェクト「心安らぐ地域づくりを目指した社会システムの構築」を立ち上げ、台湾雲林科技大学と連携を図りながら、地域で孤立している高齢者、障害者が安全で安心して生活するためのシステムの構築を目指す。

ア)

- ・ 産学官連携推進センターにおいて、リエゾン機能の強化等により共同研究や受託研究等を積極的に推進する。
- ・ 県内団体等が開催する研究展示会や相談会へ積極的に参加し、大学シーズと企業ニーズのマッチングを図り、地域の産学官との協力関係を強化する。
- ・ 外部資金の獲得を奨励するとともに、より質の高い共同研究等を実施する。
- ・ 岡山県立大学協力会の事業推進委員会として、県内中小企業とのマッチングを図り、共同研究・受託研究を推進する。

○ 外部研究資金獲得目標

資金の種類	目標金額	目標件数
共同研究	30,000 千円以上	40 件以上
受託研究	55,000 千円以上	40 件以上
教育研究奨励寄附金	25,000 千円以上	40 件以上

(イ) 引き続き、平成 28 年度末に廃止した保健福祉推進センターの業務のうち、必要なものについて地域連携推進センターに引き継いで実施する。

(ウ) 認定看護師教育センター 《事業終了》

(エ) 地域連携推進センターでは、次の取組を行う。

- ・ 平成 28 年度に定めた 4 つの重点分野について連携自治体・連携大学等と地域連携事業として実施する。
- ・ COC+事業で設置した地域創生コモンズの恒常的な活用を充実させる。
- ・ 現地講師との連携を深め、連携 4 市の課題や 4 つの重点分野の実施状況を考慮し、新たな事業を企画・検討する。

(オ)

- ・ 地域貢献活動に関する Web での情報提供を充実するとともに、「社会貢献年報 2017」を発行し、地域コミュニティの維持・発展に貢献する大学活動の状況について周知する。
- ・ 平成 29 年度の COC+事業実施報告書を発行し、本事業の情報発信に努める。

イ

- ・ 高校における「出前講座」や「出張ガイダンス」を積極的に行い、高等学校教育との連携を進める。また、学部学科が個別に行う高校訪問等により、各々の特徴や各種情報を伝える。
- ・ 岡山県高等学校長協会との懇談会や県内高校の進路指導担当教員との意見交換会を開催し、平成 30 年 6 月に公表予定の平成 32 年度実施の「大学入学共通テスト」を始めとする入試改革の内容及び本学の高大接続事業の実施状況について、情報提供及び意見交換を行う。

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 研究と社会貢献活動のレベルアップを目指して、「健康・福祉」「地域・環境」「モノ・コトづくり」の 3 重点領域のもと、異分野複数教員による重点領域研究を推進する。

イ COC+事業での産学連携を進めるため、事業への参加教員を増やし、新たな企業を開拓するため、次の取組を行う。

- ・ 企業への積極的訪問とともに、産学シーズ集を活用し、大学シーズと企業ニーズのマッチングを強化する。
- ・ OPU フォーラムへの参加及び企業展示の勧誘を積極的に行う。

○ アクティブ・ラボ実施件数

項目	目標
訪問企業数	50件

ウ OPU フォーラム 2018 を県立大学で開催し、本学の教育研究、社会連携活動等の実績を情報発信する。2018 では、地域に根ざした大学として、また、地域の交流の場として次の三本柱をアピールする。

①教員の研究発表の場

本学及び教員のアピールを目的とし、教員の研究紹介を行う。

②地域・企業との交流の場

企業ニーズと本学のシーズのマッチングだけでなく、地（知）の拠点としての地域貢献・連携活動の交流を行う。地域への知の還元、地域の問題、課題解決の手助けにつなげる。

③学生を主体とした全学的な情報発信の場

教育研究開発機構及び COC+推進室が中心となり、COC+事業（おかやま創生学）の学生発表を行う。

エ 産学官連携に関する情報発信について、次の取組を行う。

- ・ 岡山県等の行政機関、岡山県産業振興財団や岡山商工会議所等の産業支援機関、金融機関等との連携をより一層強化し、情報収集を行う。
- ・ 積極的に本学の研究シーズを外部に発信するため、「イノベーション・ジャパン 2018」等への出展を行う。
- ・ 競争的資金の公募や産学官連携行事等の情報を収集し、学内関係者に対して、ホームページ、メール等で発信する。
- ・ 岡山県立大学協力会の事業推進委員会として、産学官連携関係者間の情報交換のための交流会の開催や積極的な研究開発支援を行う。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 国際共同研究や、教職員・学生の相互交流を次のとおり推進する。

[看護学科]

- ・ 香港理工大学との国際共同研究成果を論文形式で発表する。
- ・ 引き続き、香港理工大学との交換看護研修を実施し、相互に同じ専門を基盤とした交流を深める。
- ・ ハサヌディン大学との相互遠隔講義を継続する。

[栄養学科]

- ・ 海外協定校との研究交流を推進する目的で、南昌大学、四川大学、又松大学との共同シンポジウムを本学にて開催する。
- ・ 海外協定校との学生交流および共同研究を推進するために、ハサヌディン大学及び南昌大学より受け入れた博士前期・後期課程の学生による共同研究を更に進める。
- ・ 香港大学及びマセイ大学と相互の派遣と受入を行いながら、ワークショップやシンポジウムを通じ、交流拡大を図る。

[保健福祉学科]

- ・ 保健福祉学科の教員と、アジアや欧米の教員との国際共同研究について、4件を目標として取り組む。

[情報工学部]

- ・ 中国四川大学電気情報学院とのワークショップを再開する。
- ・ 学生研修プログラムにより米国ポートランド州立大学へ学生を派遣する。
- ・ 又松大とサマープログラムとして学生の短期交流を行う。

[デザイン学部]

- ・ 国際交流協定校を中心としたスタディツアーをさらに推進するとともに、科目単位化に向けて、カリキュラム編成の見直しを行う。

イ 国際交流協定の締結を進めるため、次の取組を行う。

- ・ 国際交流締結校の開拓に当たっては、地域性等も加味しながら、交流締結後の実

質的な取組内容を十分に検討するとともに、既存の締結校との交流においても取組内容を精査し、交流の質向上を図る。

- ・ タイのカセサート大学については、学生派遣研修や国際共同研究など、交流の拡大発展に努める。
 - ・ 中国人国際交流員を引き続き活用し、中国を始めとした海外の協定先大学との交流等を促進する。
- ウ 学生の海外研修推進と留学生の受入及び派遣を推進するために次の取組を行う。
- ・ 語学文化研修等の参加者、留学生の送り出しについては、前年度研修等参加者の報告会を引き続き実施するなど、学生への啓発に努める。
 - ・ 国際交流センターにおいて、学生の海外研修等参加への動機付けを目的に、引き続き多様な国際交流イベントを開催する。
 - ・ 海外交流大学等からの短期研修生受入に際して、引き続き本学学生との交流イベントを開催し、相互理解と国際親善を図る。
 - ・ 平成30年度からの新規留学生増加に対応するため、留学生等を対象に実施している日本語研修を、レベルに応じた3クラスに分けて実施することを検討する。
 - ・ 地域共同研究機構は、COC+事業における地域産業界との連携を図るため、グローバル展開を行っている地元企業と学生との仲介役として、国際インターンシップ等が推進できるよう、国際交流センターと連携してコーディネートに取り組む。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 本学の人的・知的資源を活用して「大学コンソーシアム岡山」の単位互換制度への授業科目の提供を行う。
- ・ 大学コンソーシアム岡山の生涯学習講座「吉備創生カレッジ」に講師を派遣する。
- ・ 引き続き、COC+参加大学が制作する岡山を志向する授業科目に関する映像コンテンツの具体的な活用方法等について検討する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の推進

ア 理事長（学長）のリーダーシップ

- ・ 理事長は、管理運営上の諸問題に迅速かつ的確な意思決定を行い、決定事項については、その根拠や状況について全教職員に向けた説明を行うとともに、それらを公表する。
- ・ 教員からの率直な意見や提案を吸い上げるため、学長懇談会を複数回実施し、可能なものについては管理運営に反映させる。

イ 理事長（学長）の補佐体制

役員（副理事長・学内理事）は、絶えず情報交換を密にして、理事長の意思決定を

助けるとともに、理事長の方針に基づいて行動する。

ウ 学部長の役割

各学部長は、各会議の場で学部の意見を的確に述べるができるように、学部の諸会議を十分な時間を取って運営する。同時に、学部長は、その会議で大学運営の方針が教員に理解されるように説明する。

エ 教員組織と事務組織との連携強化

平成 30 年度は、職員と教員の連携を強化する目的で、相互理解を深化させることを目的とした複数の研修会を計画する。

また、特に職員については、積極的に外部研修会への参加を促すとともに、共通課題に関する教員との情報共有をはかる。

オ 各種委員会の運営

- ・ 委員会の委員は、審議結果を各部局の教職員に周知する。そのために、特に学部長は、前項ウの役割を踏まえ、委員会と学部の会議の間に発言に齟齬を生じないようにする。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の推進

ア 全学的、中長期的な視点に立って設定した 3 つの運営方針の下に各種取組を行うとともに、継続的な点検・評価により改革を進める。

(運営方針)

- ① 全学教育に教養教育を積極的に導入する。
- ② 国際交流を促進するとともに、グローバル教育を推進する。
- ③ 地域貢献について戦略的に取り組む。

(COC+事業で取り組む 3 つの柱)

- ① 教育改革
- ② 域学連携
- ③ 産学連携

- ・ COC+事業の計画に沿って、教育改革、域学連携、産学連携の各種取組を進める。

(参照：Ⅱ-3-(1)-ウ)

イ 理事長が自らの経営理念や教育方針等を提示し、各部局長や機構長等との認識を共有するとともに、各部局長等から募った議題等の解決のために自由闊達に議論し、その決定内容を各部局内等に周知する。また、本学の評価に係る事項については、経営審議会又は教育研究審議会において審議を行う。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 公開講座等の実施

(公開講座)

地域住民に幅広く学習機会を提供するとともに、大学における研究成果の普及と活用を図るため、公開講座を開催する。平成 30 年度はデザイン学部が担当する。

(学内開放)

- ・ 大学祭に合わせて学内を開放（進学相談）し、地域住民や高校生に分かりやすく大学の取組みを紹介する。
- ・ 夏休み工作教室・県大探検を開催し、子どもが楽しみながら大学の取組を学び、大学を身近に感じてもらえるよう、各学部学科の特色を活かして体験プログラムを考案する。

(コモンズ公開講座)

地域住民に幅広く学習機会を提供するとともに、コモンズの利活用を推進するため、本学及びCOC+参加大学が協働で公開講座を開催する。

(コモンズ子育て支援プロジェクト)

大学における研究成果の普及と活用を図るとともに、コモンズの利活用を推進するため、引き続き、子育て支援プロジェクトを開催する。

イ アクティブキャンパスの推進

地域貢献活動を推進するため、COC+事業と連携しながら、地域連携推進事業及び企業人材育成事業を新たに実施する。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア

- ・ 自己点検・評価や外部評価の結果について、速やかにホームページ等により公表するとともに、大学運営の改善に反映させる。
- ・ 次期認証評価に向けて、必要なデータを蓄積する仕組みを検討し、認証評価の事前準備を計画的に行う。
- ・ 教育の内部質保証体制を整備するため、大学評価室（仮称）を要とする効果的かつ効率的な自己点検・評価体制のネットワーク化を計画する。

イ 監事及び会計監査人の監査結果は、適宜、役員会、経営審議会及び教育研究審議会において改善策を審議し、大学運営に適切に反映する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

教育研究組織の充実化を目指し、入試関連、学生支援関連、大学評価関連の実施体制強化について検討する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 法人化の特長を生かした弾力的な制度の運用

中期計画中の教員定数の削減方針（9名削減）を着実に進める。

(2) 能力・業績等を反映させる制度の運用

ア

- ・ 評価委員会において、評価実施体制、評価内容及び時期等の見直しを行い、教員の教育・研究・社会貢献や法人組織の管理・運営に関する活動の一層の活性化を図る。

- ・ 教員の個人評価結果の活用について、総務委員会と連携して課題等の整理を行う。
(再掲：Ⅱ－1－(3)－ウ－(イ))

イ

- ・ 評価委員会において、評価実施体制、評価内容及び時期等の見直しを行い、教員の教育・研究・社会貢献や法人組織の管理・運営に関する活動の一層の活性化を図る。
- ・ 教員の個人評価結果の活用について、総務委員会と連携して課題等の整理を行う。
(再掲：Ⅱ－1－(3)－ウ－(イ))

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の見直し

- ・ 平成 31 年度入試において Web 出願を順次導入する。
- ・ 全学情報システム（学務系）の初年度運用に基づく改善・改修を実施し、円滑・効率的な運用を図る。
- ・ 引き続き、不要・不急の業務や非効率的な事務処理について不断の見直しを行い、業務のスクラップアンドビルドを行う。

(2) 事務組織の見直し

- ア 平成 27 年度に決定した事務職員の採用方法等の見直しに基づき、法人職員を計画的に採用する。
- イ 引き続き、適正な規模の人員配置を実現するため、組織運営の効率化を図るとともに、非常勤職員も含めた人員配置等について不断の見直しを行う。
- ウ 引き続き、教職員に妊娠・出産、育児に関する諸制度の周知と利用促進を図り、仕事と子育ての両立を支援する。

(3) 事務職員の能力向上

学内研修を引き続き実施するとともに、学外研修及び学内研修について、平成 28 年度導入のグループウェアを積極的に活用し、広く参加の機会を設けるよう努める。

IV 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

- ア 入学金・授業料等の学生納付金の見直しは、社会情勢や国公立大学の動向を考慮して判断する。
- イ 授業料の口座振替制度の周知に努め、口座振替利用率の維持に努める。

(2) 外部資金の獲得

ア

- ・ 教員の科学研究費助成事業への申請を支援し、平成 30 年度採択結果（29 年度申請分）以上の獲得を目指す。
- ・ 学術研究推進センターにおいて、引き続き情報提供と応募を奨励し、支援内容の

充実を図る。

イ

- ・ 産学官連携推進センターにおいて、リエゾン機能の強化等により共同研究や受託研究等を積極的に推進する。
- ・ 県内団体等が開催する研究展示会・相談会へ積極的に参加し、大学シーズと企業シーズのマッチングを図り協力関係を強化する。
- ・ 外部資金の獲得を奨励するとともに、より質の高い共同研究等を実施する。
- ・ 岡山県立大学協力会の事業推進委員会として、県内中小企業とのマッチングを図り、共同研究・受託研究を推進する。

○ 外部研究資金獲得目標（再掲：Ⅱ-4-(1)-ア-(ア)）

資金の種類	目標金額	目標件数
共同研究	30,000 千円以上	40 件以上
受託研究	55,000 千円以上	40 件以上
教育研究奨励寄附金	25,000 千円以上	40 件以上

(3) その他の自己収入確保

学内行事との調整を図り各種試験会場としての利用に積極的に対応し、収入の増加に努める。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 中期修繕計画に基づき、岡山県からの補助金の交付も受けながら、計画的な修繕工事を行う。
- (2) 大学運営に支障のないよう十分に調整しながら、地域貢献の観点から、大学施設を一般に開放する。
- (3) 市場の金利動向を踏まえ、金融機関等の定期預金や国債等の証券など、有利かつ確実な金融商品を選定し、短期又は中長期の資産運用を行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 競争性のある調達を徹底するとともに、可能な限り競争入札を実施し、経費の節減を図る。
- (2) 健康に配慮した冷暖房や安全に配慮した照明などを踏まえながら、省エネルギー対策を進める。
- (3) 運営費交付金削減に対応するため、継続事業に係る経費の見直しを図りつつ、3つの運営方針などの重点分野については戦略的な予算配分を行う。

また、中期計画中の教員定数の削減方針（9名削減）を着実に進める。

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 教育の内部質保証体制を整備するため、大学評価室（仮称）を要とする効果的かつ

効率的な自己点検・評価体制のネットワーク化を計画する。(再掲：Ⅲ-1-(4))。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 広報メディア開発センターを中心に、本学の教育研究の特色・強みをブランディングに活かす手法等、広報のあり方について他大学等の状況も踏まえながら検討し、広報活動を推進する。
- ・ 大学ホームページへのアクセス状況の分析や在学生等からの意見を取り入れる等、利用しやすいコンテンツや構成を検討し、充実を図る。

VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

中期修繕計画に基づき、岡山県からの補助金の交付も受けながら、計画的な修繕工事を行う。(再掲：VI-2-(1))

2 安全衛生管理や危機管理等に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 全学的な安全衛生管理体制のもと、引き続き安全衛生教育の充実に取り組み、施設設備の機能保全及び維持管理を適切に行う。
- (2) 化学物質の適切な管理・処理を継続するとともに、フロンガス漏洩の簡易点検を実施する。
- (3) 引き続き、教職員の健康診断の周知を徹底し未受診者や再検査等対象者への受診勧奨を適切に実施する。ストレスチェックについては、実施要領に基づいて適切に行い、実施率が向上するよう教職員に周知する。
- (4) 平成 26 年度に作成した危機管理ガイドラインに基づく個別マニュアルの整備を図る。また、マイナンバー取扱者に向けた研修を行い、適切な管理を周知する等、個人情報保護に配慮する。

3 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学内規程等の充実や遵守の徹底など、内部統制の強化に努める。
- ・ ハラスメント発生を未然に防ぐため、教職員・学生等に対する意識啓発を徹底するとともに、ハラスメントが生じた場合は早急かつ適切に対応する。
- ・ 利益相反について、教員へ周知を図るなど、利益相反マネジメントを徹底する。
- ・ 教職員に、他大学や岡山県等が行う人権に関する研修会に積極的に参加させるなど、教職員の人権意識の高揚を図る。
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法に関する法律に的確に対応するために制定した教職員対応要領の学内周知や、学内での相談窓口の周知に引き続き努める。

VII 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VIII 短期借入金の限度額

限度額 3億円

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X I その他規則で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

中期修繕計画に基づき、岡山県からの補助金の交付も受けながら、計画的な修繕工事を行う。

2 中期目標の期間を超える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

(別紙)

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成30年度）

区 分	金額(百万円)
収入	
運営費交付金	1, 9 9 7
補助金	1 5 0
自己収入	1, 1 2 0
授業料及び入学金検定料収入	1, 0 7 9
雑収入	4 1
受託研究等収入及び寄附金収入	1 0 4
目的積立金取崩収入	3 6 6
計	3, 7 3 7
支出	
教育研究経費	8 6 5
人件費	2, 3 5 9
一般管理費	3 3 6
受託研究等経費及び寄附金事業費等	1 0 4
施設費	7 3
計	3, 7 3 7

[人件費の見積り]

総額2, 2 1 7百万円を支出する。(退職手当は除く。)

- 1 人件費の見積額は、役員報酬、教職員給料、諸手当及び法定福利費に相当する額を算定している。
- 2 岡山県からの派遣職員を除く職員の退職手当については、公立大学法人岡山県立大学職員退職手当規程（ならびに公立大学法人岡山県立大学役員退職手当規程）に基づいて計算し、その額が運営費交付金で措置されているものとして見込んでいる。

2 収支計画（平成30年度）

区 分	金額(百万円)
費用の部	3,756
経常費用	3,756
業務費	3,327
教育研究経費	891
受託研究等経費	77
役員人件費	90
教員人件費	1,827
職員人件費	442
一般管理費	336
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	93
臨時損失	—
収入の部	3,390
経常収益	3,390
運営費交付金	1,997
授業料収益	925
入学金収益	103
検定料収益	51
受託研究等収益	77
寄附金収益	27
補助金収益	76
財務収益	—
雑益	41
資産見返負債戻入	93
資産見返運営費交付金等戻入	62
資産見返寄附金戻入	13
資産見返補助金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	17
臨時利益	—
純利益	△366
目的積立金取崩額	366
総利益	—

注) 受託研究等経費は、受託事業費、共同研究費等を含む。
 特定寄附金等に係る経費は、教育研究経費に含む。

3 資金計画（平成 30 年度）

区 分	金額(百万円)
資金支出	4, 1 1 4
業務活動による支出	3, 6 6 6
投資活動による支出	1 5 3
財務活動による支出	1 0
翌年度への繰越金	2 8 5
資金収入	4, 1 1 4
業務活動による収入	3, 2 9 7
運営費交付金による収入	1, 9 9 7
授業料及び入学金検定料による収入	1, 0 7 9
受託研究等収入	7 7
寄附金収入	2 7
その他の収入	1 1 7
投資活動による収入	3 5 3
財務活動による収入	—
前年度よりの繰越金	4 6 4